

第 3 章

ダイオキシン類の測定結果

第3章 ダイオキシン類の測定結果

第1 河川（水質及び底質）

1 測定の概要

(1) 測定期間

令和6年4月～令和7年1月

(2) 測定地点

水質 21河川、34地点（図3-1）

底質 18河川、26地点（図3-2）

(3) 測定回数

水質	春・夏・秋・冬期の年4回	8地点
	秋・冬期の年2回	4地点
	秋期のみ年1回	22地点

底質	秋期のみ年1回	26地点
----	---------	------

(4) 測定項目及び測定方法

表3-1のとおり

(5) 測定機関

- ・埼玉県
- ・国土交通省
- ・さいたま市
- ・川越市
- ・川口市
- ・越谷市
- ・所沢市
- ・独立行政法人水資源機構

2 調査結果の概要（資料3-1）

(1) 河川水質

河川水質の調査結果（年間平均値）は、0.035～1.8[pg-TEQ/L]の範囲であり、8地点（3河川）で環境基準（年間平均値1[pg-TEQ/L]以下）を超過した。

(2) 河川底質

河川底質の調査結果は、0.46～110[pg-TEQ/g]の範囲であり、測定を実施した26地点（18河川）全てでダイオキシン類の環境基準（150[pg-TEQ/g]以下）を達成した。

図 3-1 ダイオキシン類常時監視地点図
 (公 共 用 水 域)
 河川水質

令和6年度調査地点：赤塗り部分

測定機関		地点数
◇	国土交通省	7
○	埼玉県	11
△	さいたま市	5
*	川越市	3
▽	川口市	1
□	所沢市	2
☆	越谷市	4
+	水資源機構	1
合 計		34

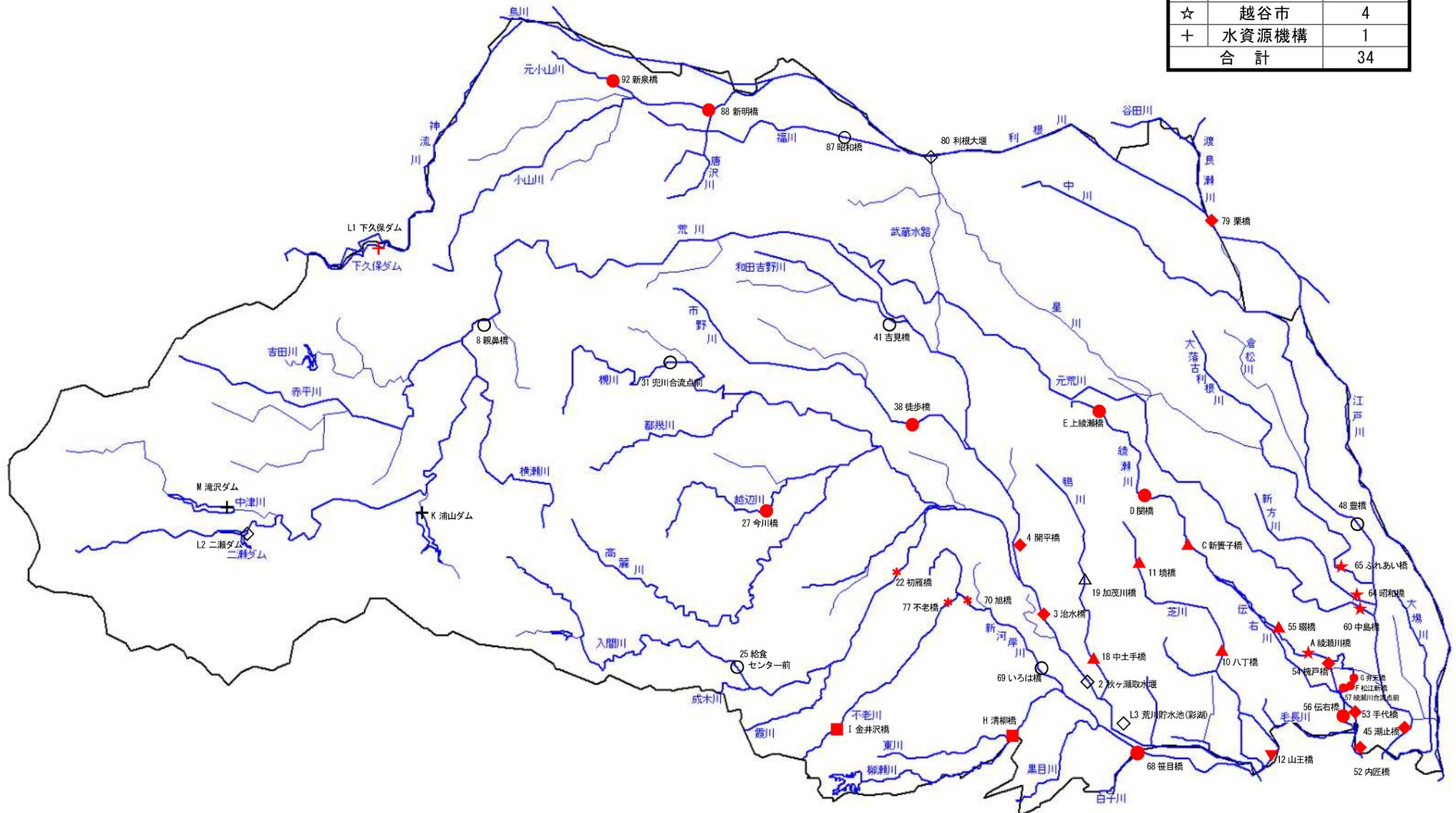


表3-1 測定項目及び測定方法

(1) 水質

測定項目		記号	測定方法
ダイオキシン類			JIS K0312
観測項目	気温		JIS K0102(以下「規格」) 7.1
	水温		規格 7.2
	臭気		規格 10.1
	透視度		規格 9
	色相		
	水深		
	天候		
	採取位置		
	採取水深		
	濁り		
その他の項目	水素イオン濃度	p H	規格 12.1
	浮遊物質量	S S	水質汚濁に係る環境基準について 付表9 (昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)
	導電率	E C	規格 13

(2) 底質

測定項目		記号	測定方法
ダイオキシン類			ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月 環境省水・大気環境局水環境課)
観測項目	色相		
	臭気		
	様態		堆積物、砂、泥などの別
	天候		
その他の項目	水素イオン濃度	pH	底質調査方法 II-4.4
	含水比		底質調査方法 II-4.1
	強熱減量		底質調査方法 II-4.2

注)

- 1 JIS K0312とは「日本産業規格K0312(2020年)」をいう。
- 2 JIS K0102とは「日本産業規格K0102(2019年)」をいう。
- 3 底質調査方法とは「底質調査方法(平成24年8月8日 環水大水発120725002号)」をいう。

第2 地下水

監視の概要

ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づき、地下水の常時監視を実施した。

1 調査期間

令和6年5月～令和6年11月

2 調査機関

埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市

3 調査地点数

9地点（9市町）

4 調査結果

結果は0.015～0.067 pg-TEQ/Lの範囲であり、全地点でダイオキシン類の環境基準（1 pg-TEQ/L以下）を達成した。

第3 土壌

監視の概要

ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づき、土壌の常時監視を実施した。

1 調査期間

令和6年8月～令和7年1月

2 調査の種類及び調査地点数

一般環境把握調査（市実施） 27地点（11市）

3 調査結果

結果は 0.0083～100pg-TEQ/g の範囲であり、全調査地点で環境基準（1000pg-TEQ/g 以下）を達成した。